

【大綱1】新型コロナウイルス感染症拡大防止策について

(1) 感染拡大防止策は面的検査・保護・追跡で

宮城県でも新型コロナウイルス感染者が急増し、12月1日現在、累計感染者が1221人に上り、医療機関や高齢者施設なども含め、各地でクラスターが発生するなど今や深刻な局面になりつつあり、「検査・保護・追跡」の抜本的強化が必要です。経済の悪化は雇用情勢にも影響を及ぼしており、年末にかけて中小企業の倒産・廃業が急増し、リストラ・解雇、雇止めなどの雇用危機が進行する恐れがあります。日本共産党宮城県議団は11月25日「県民の命とくらし、生業を守る」ために、第7回目の緊急要望を知事に行いました。

①新型コロナ感染第3波を爆発させない為の瀬戸際に、私達は立っています。沖縄県では第二波発生の8月に、面的な検査・保護・追跡体制を沖縄県と那覇市と県医師会が協力し、歓楽街で働く2000人の従業員を検査したところ陽性者の4割が無症状であり、拡大防止に大きな効果をあげました。また、新たに約5億円の補正予算を組み、医療・介護従事者に定期的なPCR検査を実施することにしたとの事で、いずれも県レベルでは初めての試みとなります。宮城県も同様の取り組みに踏み出すべきです。いかがですか。

②感染拡大のもとで陽性者を着実に把握するためには、積極的疫学調査を専門に行う担い手(=トレーサー)の確保が不可欠です。東京都が保健所支援機能の強化でトレーサー班を100名増員して拡充したように、宮城県も保健師のさらなる確保はもとより、保健師以外にもトレーサーができる緊急の人員養成・確保を進める事を求め、伺います。

(2) 高齢者施設の「介護崩壊」を防ぐために

①致死率や感染蔓延のリスクが高いとされる高齢者施設で「介護崩壊」を絶対に起こさせない事が「医療崩壊」を防ぐ上でも最優先課題です。全国の高齢者施設では、軽症者・濃厚接触者が「自宅待機」扱いで施設での待機を余儀なくされ、他の利用者と同じ施設内でケアされ続ける事によって集団感染・クラスターが発生しています。これを防ぐためには、「軽症の感染で入院が困難となっている認知症等高齢者専用のケア付き集団隔離施設(=コホート隔離施設)」の設置と、介護職員等の応援派遣体制の充実・強化が喫緊の課題です。コホート隔離施設・運営の最大の障壁は、運営費の全額補助を国に認めさせられるか否かです。全国どこでも同じ課題にぶつかっていますので、知事はこれらを国に強力に働きかけるべきです。いかがですか？

②「感染発生施設」等に、介護職員等の応援派遣の調整や派遣そのものを行う「新型コロナウイルス関連要介護高齢者支援事業」は、担当課のご尽力で派遣登録者数を徐々に増やしつつあります。今後市中感染がさらに広がる事を想定し、この事業を実際に機能させるためには、全県各地の派遣登録者数を、今のうちに飛躍的に増やしておく必要があります。そのためには①「基準総額を超えても、かかった費用の全額が必ず保障されるように国に求めること②国が認めない場合は、宮城県が独自上乗せしてでも全額補償を行うこと

③「煩雑な請求事務作業も含めて県が積極的にコーディネートする事」、これら全部を行って「応援派遣の事前登録」への協力を介護現場に呼びかける宮城県のイニシアチブが求められます。いかがでしょうか？

(3) 栗原・登米保健所の支所化は断念を

① 栗原・登米両保健所の支所化計画が1年延期にはなりましたが、県は引き続き「支所化」を押し進めようとしています。これに対し、栗原市議会では、全会一致で意見書を取りまとめ、11月16日には、議長を先頭に栗原市議全員が「支所化方針を取りやめ、引き続き保健所としての現在の機能を残すように」と直接、知事要望にいらっしゃいました。栗原保健所も登米保健所も、それぞれの市と緊密に連携しながら、地域密着・顔の見える関係で専門性を発揮しています。今現在も今後も、支所化移行に向けた検討に手間と予算をかけている余裕は現場にありません。支所化は「延期」ではなく、キッパリ断念することを求め伺います。

(4) 3病院(東北労災病院・仙台赤十字病院・宮城県立がんセンター)の連携・統合問題

① 3病院の連携・統合協議をめぐって最大の問題は「完全秘密裡」に事を進めている点です。今年8月以降、5者7名による検討会が開始されましたが、その内容は一切公表されず、いまだ推移しています。本会議等で議員が質問しても「検討作業中であり公表できる段階にはない」として検討会の開催日時すら公表されません。たたき台となる政策決定の過程が非公開で、県民から寄せられる多くの懸念をよそに、一度出した方針に固執し続けて、県民との溝を広げる村井県政のやり方は、宿泊税導入や、資料が「真っ黒ノリ弁」の「みやぎ型管理運営方式」。最近は県美術館移転問題と、枚挙にいとまがありません。3病院の統合が「結論押し付け」手法の二の舞にならぬよう、「方向性」を出す前に、速やかな情報開示を求めます。いかがですか？

② 名取市議会が全会一致で県立がんセンター移転反対決議をし、太白区や青葉区の連合町内会長協議会や仙台市議会が、郡仙台市長に移転阻止を繰り返し求め、11月26日には知事・市長会談が行われ、郡仙台市長から病院の現地存続と、一刻も早い情報公開が求められました。地域住民や働く労働者を置き去りにした3病院の統合は断じて認められません。東北労災病院・仙台赤十字病院の現地存続、県立がんセンターの名取市での存続を求め、伺います。

【大綱2】「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」について

「新宮城の将来ビジョン」を貫く「富県躍進」の理念は認められませんが、「社会全体で支える宮城の子ども子育て」が「初めて」政策の柱に据えられたことは評価します。県民意識調査でも「防災・減災」の次に、この分野への期待が高い事が繰り返し示されてきました。兵庫県明石市では、第2子以降所得制限なしの保育料無料化や、所得制限なしで高卒までの子ども医療費無料化や、小学校区全てに「子ども食堂」開設などをベースに、コロナ禍で新たに17の独自支援施策、例えば「ひとり親世帯に児童扶養手当5万円、子育て世帯に児童手当1万円上乘せ」

「デリバリー子ども食堂」「学生に前期分の学費上限100万円貸出」など困っている子育て世帯に寄り添い続けています。

- ①「社会全体で支える宮城の子ども子育て」を着実に達成するために、ご紹介したような明石市の施策を宮城県でも段階的に具体化することを求めます。また、知事は子ども・子育てのどこをどのように強化していくお考えなのか、併せてお示し下さい。
- ②コロナ禍で喫緊の課題の1つ目は、ひとり親世帯、女性や子ども、若者・学生、在住外国人などの貧困と格差が激化している事をいかに解消するかです。政府は1人親世帯への臨時特別給付金を年の瀬に向け再度支給する方向に踏み出しました。**①**国へ確実な実現を強力に求めること。**②**「別居中の一人親」や、子どものいる低所得世帯等、国の制度から外れる世帯にも県独自に給付金を支給するよう求めます。**③**また、現状2ヶ月分まとめて支給されている「児童扶養手当」が一刻も早く手元に届けられるよう、毎月支給を求めます。3点併せてお答え下さい。
- ③ 県内でもコロナ禍で塩竈市が、1人親や学生を対象に、地元食材を活用した食糧支援を市独自に繰り返し実施しておられます。塩竈市のような取り組みを宮城県が財政支援を通じて関わるスキームが現在もありますが、予算額があまりにも少額です。予算増額と共に、この事業をテコにして、県と市町、社協や教育機関、子ども食堂など既存の公機関と民間が共に知恵と力を合わせ、地域で困っている方をリスト化し、誰1人取り残さず繰り返し支援が行き届く仕組みを全市町村に波及させるよう求め、伺います。
- ④緊急課題の2つ目は、DVや児童虐待、性暴力や性搾取産業などから子どもや若者をいかに救済するかです。県内には母子生活支援施設が5箇所、児童養護施設や地域小規模児童養護施設が17箇所ありますが、常時から余裕がありません。コロナ禍で、DV被害の母子や「おもいがけない妊娠」をした女性、児童虐待が増えており、民間が自己負担で運営しているシェルターに保護されるケースが激増しています。宮城県として公的なシェルターを増設することはもちろん、民間シェルターの運営に助成制度を創設し、公民協働のスキームへと発展させるべきではありませんか？伺います。
- ⑤2019年3月に続いた性暴力の無罪判決、中でも、中学生の頃から実の父親からの同意のない性行為を強いられていたと裁判所が認めながら、「抗拒(こうきょ)不能」と認定するには「合理的な疑いが残る」とした名古屋地裁の無罪判決(2019年3月26日)は大きな議論を呼びました。同年4月から毎月11日、被害者によりそう「フラワーデモ」が開催されています。11月11日のフラワーデモは、仙台を含め32都道府県、41都市で開催されました。#metoo #withyouの空間だからと、自らの痛みを打ち明け、明日への活力とする。「この場があって心が救われた…」の声が次々にあがります。2017年6月、110年ぶりに刑法が大幅改正され、性犯罪の厳罰化などが実現しましたが「まだまだ被害者の実態にそぐわない」事や「この刑法改正が、先の無罪判決に影響を与えた可能性ある事」が指摘されています。

関係団体等からの改正要求にもかかわらず、110年前の制定時のまま留め置かれ、今後の課題として残ったのは、①強姦性交等罪などの「暴行・脅迫要件」の撤廃 ②いわゆる性交同意年齢（13歳）③強姦性交等罪の公訴時効の撤廃又は停止④配偶者間における強姦の処罰化⑤刑法における性犯罪に関する条文の位置などが課題として積み残されています。これらは、性犯罪処罰規定が国際水準に到達するために改正が必要な事項です。2017年の改正時に「3年後に必要があれば刑法は再改正を検討する」と附則に記載されたことから、今年度、刑法の見直しが実現されるか否かが注目されています。刑法改正の必要性について知事の見解を伺い、知事からも国に強く働きかけるよう求め、伺います。

【大綱3】香害など化学物質過敏症の課題について

近年、香の害と書いた「香害」を中心に、化学物質過敏症を発症する方や重症化する方が増え、全国で100万人。予備軍も含めると13人に一人といわれています。有害な人工香料だけでなく、香料成分を閉じ込める事で残香性を高くするために開発された「マイクロカプセル」の原料である樹脂やイソシアネートそれ自体も香害の一因といわれています。洗濯しても香りが長く、強く落ちずに残る合成洗剤・柔軟剤が次々に開発・普及された事に比例し、近年特に発症・重症化する方が増えているのです。一方、香り付き製品を「よかれ」と思い使用している方は、嗅覚がどんどん麻痺し、「使用量を増やす傾向」があるとも指摘されています。この認識のズレが誹謗中傷・トラブルの原因となっています。県内では当事者等の訴えに応え、仙台市、塩釜市、富谷市、多賀城市、名取市が自治体独自の努力でポスター作成。自治体広報や小中学校を通じた文書配布などでの啓発が開始されています。

そこで知事に4点求め、伺います。

- ①洗濯洗剤・柔軟剤・芳香剤などによる化学物質過敏症の発症や重症化を防ぐため、「マイクロカプセル」の使用や人工香料の規制を国が製造企業に要請するよう、働きかける事。
- ②専門医や患者団体などを紹介できる相談窓口を開設すること。
- ③県が率先して基礎自治体や教育機関等と連携し、行政・公共機関・多くの方が利用する店舗や企業に対し「化学物質過敏症の発症や重症化を防止するための香料使用の自粛」を呼びかけるポスター等を作成し、掲示をお願いする事。
- ④教育現場で啓発の中心となる養護教諭や教職員が、香害・化学物質過敏症への理解を深めるために講習会を繰り返し開催する事。以上4点、併せてお答え下さい。

【大綱4】宮城県美術館をめぐる諸問題

- ①11月28日宮城県美術館を含む県有施設再編にかかる県民説明会が開催されました。美術館を巡ってはこの1年間、知事が先頭に立ち①財政的メリット②老朽化③県民会館との親和性と3つの理由をあげ、移転推進の立場で言動を重ねてきたことは、紛れもない事実です。28日は、この1年間の大騒動の区切りとなる、宮城県が主催する初めての説明会だったにも関わらず、知事も副知事も出席しませんでした。知事の言動を目の当たりにしてきたある芸術関係者は今年3月「新しいハコ造りをするとはおぞましい。価値あるものを保存し、しっかりと後世に引き継ぎたい」と述べました。

県美移転に係る政策決定プロセスは調べるほどに「おぞましく」、現時点で総括・教訓化されなければ、同じ過ちを繰り返す危惧が払拭されません。

県有施設再編検討に美術館がリストアップされた際、美術館担当の教育庁は、メリットよりデメリットの方がはるかに大きいことを示す A4 版で 3 頁にわたる文書を作成、知事部局に提出しました。しかし、知事部局によって A4・1 頁の「要約版」に書き換えられ、原文は「県有施設再編検討懇話会」メンバーの目に最後まで触れることはなく、審議が進められました。

当初非公開とされた第 2 回目、3 回目の懇話会会議録を開示請求したところ、構成員の数人が「美術館は非常に専門性の高い施設であり慎重に物事を進める必要がある」旨、繰り返し指摘していた事も分かりました。報道によると、村井知事は、11 月 16 日の政策財政会議の場で「職員にも迷惑を掛けた」と幹部には告げたそうですが、公式の場で、知事から県民・関係者への謝罪や総括はいまだ一度もありません。移転を終始推進してきた知事の「これまでの責任」について、ご自身の言動への総括と謝罪をお示し下さい。

②他県では県営美術館を複数箇所持つ中、たった 1 つだけ宮城県が有している美術館を、知事が「残存価格 15 億円」などと言い、民間等に勝手にセールスしていた事も重大です。「まさか、美術館売却や移譲について、知事の考えの中には今もあるのか？」と、多くの関係者が心配しています。今後も県立で維持・発展させていく意義と、村井知事が現美術館の「ようやく気付いた」とおっしゃった「文化的価値」について詳しくお示し下さい。

③多くの県民・関係者は、美術館が「移転」を免れ、現地存続された事には喜び、歓迎をしていますが、県民ギャラリーを他施設で賄い連携する事や増築無しが既定路線化されている事に同意しているわけではありません。知事の言い分は「逆に県民の方々から、増築なしでいいんじゃないでしょうか。と声をかけていただいた。」「時間をかけた分、いい形で収まりがつかないと捉えてほしい」というものですが、これらの知事発言は、ご自分にとって都合の良い「すりかえ」です。「美術館リニューアル基本方針策定検討会議・構成員有志」による要望書の中でも、「移転か？現地改修か？」をコンサルが比較する場合、「増築ありだけが比較されるのはあまりにアンフェア」だというものでした。現地存続求める県民運動をした方々が、あたかも「増築なしの現地改修案を『最良策』として要望した」と捉えるような知事の認識には、今後に影響する重大な誤りがありますので、訂正を求めます。いかがですか？

④11 月 16 日の記者会見で知事は①「美術館の美術的な価値を見落としていた」②「川内は、美術館を置くには最適な場所」とまで明言。③美術館の耐用年数について、「100 年保たせることが可能ならば」それを解体することは「幾ら何でも暴力的」とまで言及しました。これらの発言は、知事が移転推進の立場で年頭にあげた 3 つの理由が完全に破たんしたことを示すものとなりました。美術館をめぐる県民的大議論を通じて、埋もれていた美術館の価値が次々に掘り起こされ、現地存続を求める市民・県民の美術館への思いがかつてなく高まったことは、今後に生かすべき大きな財産です。

市民団体「宮城県美術館の現地存続を求める県民ネットワーク（略称・県美ネット）は、発足から4か月で2000人を超える賛同者を集め、1万7千余の県議会への陳情署名、各地で開催された出前講座は、12市町で17回、千人以上が参加、シンポジウムや美術館を写生した絵画展、そして街頭署名など、市民のエネルギーは日増しに高まりました。今後は形を変えて活動が継続されるとの事です。

知事の「これからの責任」は、これら県民の不滅のエネルギーを今後の美術館はじめ、宮城県の文化・芸術の発展にもれなく生かすことです。そのためには①これから再始動する美術館現地改修は、バリアフリーの在り方含め、たたき台策定の段階から関係者はもとより、幅広い県民の声がしっかり反映される枠組みを構築する事②その際コロナ禍に相応しく、出前講座のような小規模集会やネット配信を活用した双方向対話型の在り方を構築する事③「子どもたちに美術品を広く見せたい」という知事の前向きな発言を生かし、現在、小中・高校生までとなっている常設展鑑賞の無料措置を大卒年齢にまで拡充し、特別展にも割引を広げる事④県民が美術館はじめ、宮城県の文化・芸術行政のソフト事業全体に主体的に関わり、県民の意見・知見が十分に反映できる枠組みを構築する事等が、知事の「これからの責任」と考え、伺います。

【大綱5】女川原発再稼働にかかる諸問題

- ①村井知事は、11月11日、東日本大震災東京電力福島第一原発事故から9年8ヶ月目の月命日に女川原発再稼働への「同意・理解」表明をしました。これは主権者・県民置き去りの容認でした。再稼働に対し県民の7割前後が慎重・反対と世論調査結果が繰り返し示される中、知事は国や電力に「同意・理解表明」するべきではありませんでした。早急に撤回すべきと求め、伺います。
- ②村井知事は「原発がある以上、事故が起こる可能性はある。事故があったからダメとなると、すべての乗り物や食べ物を否定することになる」といい、原発再稼働は必要だと明言。これは福島原発事故から何を学んできたのかが厳しく問われる発言です。「原発には異質の危険があり、いったん事故を起こせばその被害は巨大・甚大で、影響は長期にわたって残り、暮らしと生業の回復は困難で、被害の全体を補償する道は用意されていません。」村井知事は、原発事故の当初から、原発事故被害、とりわけ放射能被害から目を背け続けてきました。2012年6月県内92の市民団体共同提出請願「子ども達と妊産婦を放射能から守るための体制の確立を求める」が全会一致で採択されたにも関わらず、県は議会の総意を今も無視し続けています。また8000ベクレル以下の放射性廃棄物の焼却処分を強引に推進してきました。これは、政府による福島切り捨ての実態として機能する「20ミリシーベルト受忍論」を、隣県の知事として追認・容認する姿勢となりました。私共、日本共産党県議団は、11月19日、改めて福島県双葉町、浪江町、南相馬市を訪ね、国がいくら巨額を積み上げ、帰還を促しても事故前の1割に満たない人口で暮らす被害者の方々の苦難の一端を伺って参りました。

福島被害者の皆さんは、村井知事による女川原発再稼働同意の報に触れ、「またもや踏みにじられた想いだ」憤りを口々に語っておられました。知事の心には、この切実な声や実態がどうして届かないのでしょうか？福島原発事故の被害者に対する知事の認識を改めて伺います。

- ③ 事実認識を共有すべく、今からでも現場に出向き、原発被害者の避難生活や今も続くご苦労の実態を直接つぶさに見て、お聞きし、知事自身がしっかり調査する事を求め伺います。
- ④ 知事は、核のゴミ処理問題は国に責任転嫁したままです。処理できない「核のゴミ」を今以上に増やし続ける「再稼働」の判断は、地球全体の未来世代に対し、最も罪深いものです。再稼働により核のゴミを増やし続けることに対する知事の認識を改めて伺います。
- ⑤ 大震災の時、陣頭指揮をとられた村井知事は、自然災害は人智を超える事を肌身で学び、「無事に逃げてほしいと祈ることしかできない自分が本当に情けなかった」と語っております。あの当時の心境を胸に刻んだ知事は、複合災害やテロ、「最悪のシナリオ」は、我々の人智を超え、今後も起こりうる事態であるとの認識はお持ちですか？

以上で第一問とします。ご清聴有り難うございました。

【言いつばなし・大綱3、化学物質】

- ① 香付き製品をよかれと思って積極的に利用する方々と、実際に苦しんでいる方々の間にあるのは「認識のズレ」です。「化学物質過敏症」は、「ある日突然発症する現代病」と言われており、まだまだ国民的認知が不十分です。だからこそ、香付き柔軟剤など「わずかな量の香料・化学物質でも身体症状を発症する方が数多く存在する事」について、啓発の仕方など、今後も機会を捉えて提言して参ります。それでは再質問致します。

【再質問・大綱1、保健所・3病院】

- ① 現在コロナのまっただ中であり、また今後も世界中が様々な感染症の驚異にさらされる可能性があります。保健所の支所化も3病院の統合も検討し続ける事そのものが逆行でしかありません。保健所も病院も現場は、これらの計画実行に向けて人手と手間を掛けていく余裕はありません。検討そのものを中止・断念し、県行政は医療施設や保健所機能のバックアップにこそ力を尽くすべきではありませんか？
- ② どれほど強弁を振おうとも、村井知事がいかに優先順位を見誤っているのかは明白です。病院をなくすような事や、保健所を小さくする議論は一刻も早く中止・断念する事を求め

【再質問・大綱4、美術館問題】にうつります。

- ① 美術館解体を「暴力的」とまで語った知事には、この1年間自らが行ってきた独断専行の言動と、県政に多大な混乱と迷走を持ち込んだ事について、まずは知事自身が県民・関係者に直接お会いし、明確に謝罪し、意見交換をする事が、今後の美術館ハード整備や宮城県全体の文化・芸術にかかるソフト整備にとって出発点になるのではありませんか？

②コンサルもいれて検討してきた「A案、B案、C案」の根拠となる生データの提供を私共は文教警察常任委員会、総務企画委員会の場で正式に求めてきましたが未だ頂けていません。コンサルが出してきた「結果・成果物」の妥当性を議員が検証する上で必須ではありませんか？

③

【再質問・大綱5、原発問題】

①いろいろおっしゃいましたが、結局村井知事は、実際には福島原発に出向いたり、直接原発被害者の声を聞いて、自ら調査していないのですか？

②事実認識が共有されていないので、繰り返し求めているのです。

今からでも現場に出向き、原発被害者の避難生活や今も続くご苦労の実態を直接つぶさに見て、お聞きし、知事自身がしっかり調査する事を改めて求めます。

(仮に検討する→)是非実現してください。その上でもう一度深く考えるべきです。

③県民投票条例案を2度も否決した議会は、熟議を尽くす責任があります。9月議会最終日討論で示された論点—安全性の確保や避難計画の実効性、エネルギーシフトの在り方、「なぜCO2削減には原発1択」しか無いのか？などの論点は、いまだ議会全体での熟議も調査も尽くされておられません。知事の「同意・理解表明」は大変拙速で軽率でした。知事ご自身も今からでもしっかり検証した上で、同意撤回する事をこれからも繰り返し求め続ける事を表明し、終わります。

①知事は、低線量被曝による晩発性障害は「しきい値なし」であり、一定の線量以下であれば健康被害がでないとは言えないという事になっている事が国際合意であることをご存じですか

②そうであるならば、「20ミリシーベルト以下は我慢せよ。被害とは扱わない。被害にみなさない」という「受忍論」は、被害者を同心円で描かれた避難指示で線引きし、加害者である政府、東電の側が被害者を勝手に選別し、被害を賠償の話に矮小化し、人々の間に分断を持ち込み続ける事に対して「放射能被害に県境はない」と言っていた村井知事は、被害を受けた人々の立場に立って、国と東電に加害者責任を問うべきではありませんか？

③国が「20ミリシーベルト受忍論」で福島と被害者を切り捨て続けている狙いは、再稼働を進めるために原発事故を過去のものにしたいという考えと、福島において「20ミリシーベルト受忍論」が受け入れられ、既成事実化される事によって、これを先例とし事実上のスタンダードに据えたいからです。つまり、これは福島だけの話ではなく、全ての原発立地自治体やその周辺の方々にとっても「明日は我が身」となりうる話であって、その意味でも他人事で済まされるべき問題ではありません。